

會務報告

昭和 13 年 9 月 第 24 卷 第 9 號

役員會

第 12 同理事會（昭. 13. 7. 25.）

出席者： 辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，山崎川口各理事，中村書記長，小野寺庶務主任，朝倉會計主任

報告

1. 第 6, 7 回關西支部役員會議事を報告せり。
 2. 日本工學會評議會議事を報告せり。
 3. 請負工事標準契約書案作成に關する同委員會の經過及作成の主旨説明別紙（省略）の通り報告せり。
- 議事**
1. 地下構造物に於ける鋼材節約調査委員會委員幹事瀧山義君の後任に牧野茂君を依頼することゝせり。
 2. 關東及關西地方水害調査委員會を設置することに申合せり。
 3. 上海自然科學研究所へ土木學會誌を寄贈することゝせり。
 4. 入退會承認別紙（省略）の通り報告せり。

第 13 同理事會（昭. 13. 8. 5.）

出席者： 辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，高橋樺木，川口各理事，中村書記長，小野寺庶務主任

議事

1. 北支土木事業代表視察員の派遣は前會長大河戸宗治君及副會長新井榮吉君を派遣する見込を以て三浦君と交渉の上決定することゝせり。
2. 關東及關西地方水害調査委員會委員に次の諸君を依頼することゝせり。

眞田秀吉君	鈴木雅次君	阿曾沼均君
富永正義君	三浦義男君	佐藤利恭君
河口協介君	西田敏夫君	春藤眞三君
佐土原勤君	沖竜政次君	末松榮君
今井哲君	下村猛君	平川保一君
山口十一郎君	關谷新造君	横山喬君
城戸鎮吉君	熊田隆治君	井關正雄君
竹内常八君	杉山宗次郎君	後藤季總君
吉岡計之助君	福留並喜君	川上留吉君
近藤泰夫君	鮫島午吉君	

3. 第 1 回關東及關西地方水害調査委員會により申出でたる委員追加の選定に關しては會長に一任せり。

第 6 同常議員會（昭. 13. 7. 25.）

出席者： 辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，山崎，川口，青木，菊池，高橋（三），高橋（甚），松田，森田，各常議員，岡野前會長，中村書記長，小野寺庶務主任，朝倉會計主任

報告

1. 請負工事標準契約書決定案及説明書別紙（省略）を報告し而して本案は土木學會誌に登載して會員の意見を求むることゝせり。
2. 招聘外人遺功調査委員會の名稱を外人功績調査委員會と変更せり。
3. 外人功績調査委員會委員に眞島健三郎君，阿曾沼均君，樺木寛之君を追加依頼せり。
4. 會誌編輯委員會委員佐藤寛政君の後任に黒澤喜代治君を依頼せり。
5. 土木工學論文抄錄編纂委員會委員平山復二郎君の後任に淺間逸雄君を又黒澤喜代治君，五十嵐醇三君，大久保一郎君，糸川一郎君（幹事）を委員に追加依頼せり。
6. 地下構造物に於ける鋼材節約調査委員會委員に山崎匡輔君を追加し又幹事小澤久太郎君，瀧山義君の後任に中村清照君，牧野茂君を依頼せり。
7. 關西支部第 6, 7 回役員會議事を報告せり。
8. 日本工學會社員總會及評議員會議事を報告せり。
9. 入退會承認別紙（省略）の通り報告せり。

議事

1. 土木學會西部支部設立並に同支部規定及內規を別紙（省略）の通り承認せり。
2. 關東關西地方水害調査委員會を設置することゝせり。

總務部記事

第 15 同土木學會文化映畫委員會經過報告（昭. 13. 7.

6.) 土木學會々議室

出席者： 金森委員長，青木，五十嵐，片平，瀧尾，廣

田、横田各委員

協議事項

1. シナリオ募集の會告を毎月會誌に發表すること。
2. 日本ニュース實寫映畫聯盟へ土木に關するフィルムの譲受方を交渉し、其の大体の値段を照會すること。
3. 応募し來りたる映畫シナリオの下調査を爲す。
4. 映畫的價値ありと認められる「薩摩武士」に就き調査する爲、其の資料蒐集を横田、片平兩委員に依頼す。
5. 文化映畫「大地に刻む」は適當のシナリオに依り編輯することゝし、糊と鉄を主眼とし、足らざる所を製作に依り補ひ編輯することゝし、この方針の下にシナリオの作製及映畫の調査を爲すことゝす。
6. 文化映畫として糊と鉄のみにて作製すべきものは差當り「コンクリートと土木」、「鉄と土木」、「水と土木」等に就き調査することゝし、右分擔を「コンクリートと土木」は龍尾委員、澤委員、「鉄と土木」は青木委員、「水と土木」は金森委員長とす。
7. 次回は「コンクリートと土木」を主題として既成映畫の調査を爲すことゝす。
8. 講演と映畫に於ける映畫は青木委員の下で選定すること。

第 16 同土木學會文化映畫委員會（昭. 13. 7. 26.）

出席者： 金森委員長、青木、五十嵐、片平各委員

議事

1. 金森委員長転任に伴ふ後任として青木委員を推薦することゝせり。
2. 今後映畫の編輯を行ふに就ては専任の囑託を設置せられ度き旨要求すること。

金森委員長より青木委員長に事務引継を了せり。

外人功績調査に關する第 1 同座談會（昭. 13. 7. 7.）

會場： 帝國鐵道協會

出席者： 野村龍太郎君、古川阪次郎君、眞野文二君、鈴木金次郎君、島安次郎君、朝倉希一君、田中豊君、那波委員長、眞田副委員長、名井、久保田、丹羽、安藤、阿曾沼、福田、山崎、樋木各委員、新井副會長、川口理事、中村書記長、小野寺庶務主任

午餐後午後 1 時より眞田副會長司會者となり主として鐵道關係外人の事績、逸話等に就き座談會を開催

し野村、古川、眞野、鈴木、島、朝倉、田中その他諸氏の懐舊談あり午後 5 時散會せり。

外人功績調査に關する第 2 同座談會（昭. 13. 7. 14.）

會場： 帝國鐵道協會

出席者： 和田義睦君、谷井鋼三郎君、渡邊六郎君、作間鋼太郎君、藤重哲三君、井上秀二君、樺島正義君、大井上前雄君、草間偉君、那波委員長、眞田副委員長、名井、久保田、丹羽、茂庭、阿曾沼、福田、赤木、樋木各委員、辰馬會長、平山副會長、小野寺庶務主任

午餐の後午後 1 時より眞田副委員長司會者となり招請外人ミルン外 13 氏の事績、逸話等に就き和田、谷井、渡邊、作間、藤重、井上、樺島、大井上、草間その他諸氏の懐舊談あり午後 5 時散會せり。

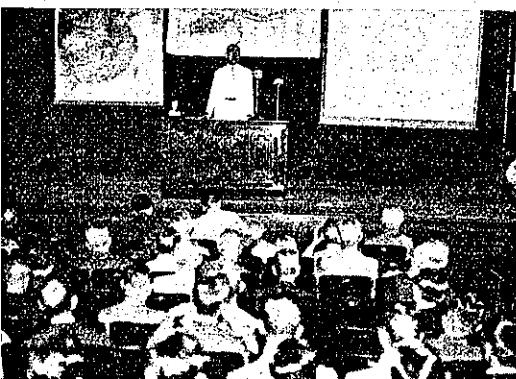
特別員招待會（昭. 13. 7. 11.）

會場： 東京會館

出席者： 特別員、牧野銳次郎君（小田急）、新井榮吉君（大井川電力）、徳安善次郎君（川崎鐵綱）、生野圓六君（京濱電鉄）、黒河内四郎君（東京高連鐵道）、加藤貢君（東京電燈）、五島慶太君（東横電鉄）、西松三好君（西松組）、宮地榮二郎君（宮地鐵工場）、佐伯謙吉君（ヤマト工作所）、辰馬會長、平山副會長、金子、岡田、川口各理事、前川、阿曾沼、井上、大竹、沖塩、佐藤各前財政調查委員會委員、中村書記長、小野寺庶務主任、朝倉會計主任

午後 5 時 30 分開會、辰馬會長より學會事業の近況を報告し、特別員を代表して生野京濱電鉄社長の挨拶あり午後 7 時散會せり。

第 80 同講演會及映畫會（昭. 13. 7. 12.）



會場： 鶯絲會館

講演： 中支土木事業に就て

土木學會前會長 井上秀二君
土木學會前會長 青山士君
大阪市電氣局高速鐵道建設部長
橋本敬之君

映畫：土木學會代表視察員中支視察の實況全2卷
土木學會編輯

來會者：200名

映畫終了後有志晚餐會を開催せり。

出席者 71名。（寫眞は講演中の井上前會長）

協議會（昭. 13. 7. 29.）

會場：帝國鐵道協會

出席者：辰馬會長、新井、平山兩副會長、金子、岡田、川口各理事、眞田秀吉君、阿曾沼均君、鈴木雅次君、富永正義君、中村書記長、小野寺庶務主任

關東及關西地方水害調査委員會に於ける次の事項に就き協議せり。

1. 水害調査に於ける役員會の要綱

編輯部記事

第8回會誌編輯委員會（昭. 13. 8. 3.）

出席者：山崎委員長、大岡、太田尾、立花、風間、黒澤、當山、野口、廣瀬、安宅各委員、糸川、石田兩編輯嘱託

協議事項

1. 第24卷第8號所載の原稿に於ける謝禮を決定す。

2. 第24卷第9號へ下記を追加す。

講演：黄河と治水（第2回年次學術講演會に於て、會長辰馬鎌藏）。

時報：神宮關係施設の大綱、若松商港の竣工、新宿驛前廣場計畫概要、江戸川橋梁架設工事概要、道路研究會7月例會。

3. 第24卷第10號登載記事を次の如く決定す。

講演：土木學會中支那土木事業視察報告（前會長、井上秀二、同青山士、會橋本敬之）。

論說報告：2滑車に吊られたる錘の運動（會江藤禮）、新潟を中心とする貨物輸送状況と各種改良計畫（會佐藤慶次）、ゲルバー構架の突桁式架設（會稻葉權兵衛）。

彙報：粵漢鐵道に就て（會、山下清吉）。

抄錄：水理研究委員會報告、地下水流に對する新しい考察、發電に於ける水火力の併用運転、10tの木製トラスの架設、多くの縦桁及横桁を有する桁の簡易計算、熔接用電極棒の進歩に寄與せる研究にて、高度を函数とする風速の計算、ソビエート聯邦の新運河、Norwalk淨水場、Atlantaに於ける工費700萬弗の下水處分計畫、腐蝕性液体を扱ふポンプによる容積計算。

4. 本會請負工事標準契約書調査委員會に於て決定せる請負工事標準契約書、契約書及委員會の經過報告を會誌第24卷第9號へ追加登載して會員の意見を徵することをせり。

調査部記事

地下構造物に於ける鋼材節約調査委員會（昭. 13. 8. 1.）

土木學會々議室

出席者：新井委員長、平山、山口、佐土原、大井上、安倍、竹波、鴨下、水谷各委員、牧野、中村兩幹事、中村書記長、小野寺庶務主任

協議事項

1. 地下構造物に於ける鋼材節約の一般的方策を研究することをせり。

2. 研究項目を下記の如く選定せり。

(1) 構造用鋼材

(1) 構造型式の選定

(2) 荷重及許容強度

(3) ラーメン

(イ) 型式の選定

(ロ) 鉄骨の場合

(ハ) 鉄筋の場合

(4) アーチ

(イ) 型式の選定

(ロ) 無筋の場合

(ハ) 有筋の場合

(5) チューブ

(2) 工事用鋼材

(1) 工事方法の選定

(2) 荷重及許容強度

(3) 次回迄に山口、山崎兩委員並に幹事は各研究項目に就き資料を作製することをせり。

(4) 吉田徳次郎、今井哲、酒井勇の3君を委員に追加委嘱することをせり。

關西支部記事

第6回役員會（昭. 13. 7. 8.）

出席者：島崎支部長、荻原幹事長、柴田幹事、宮内、石井、石原、林、鈴木各商議員、坂本、島、清水、高西各前支部長、山本主事

議事

- (1) 座談會開催の件
- (2) 工事ニュース第1號發行の件
- (3) 各調査委員會開催度數の件

第7回役員會（昭. 13. 7. 13.）

出席者：島崎支部長、荻原幹事長、島崎、柴田兩幹事、宮内、西（代小池）、石原、稻浦、林、鈴木各商議員、後藤、坂本、島、岩田、松島、清水、高西各前支部長、山本主事

議事：1阪神水害對策調査委員會設置の件

各種委員會の開催

土木事業計畫審査委員會第3回水力部會（昭. 13. 7. 11.）

第1回阪神水害對策調査委員會（昭. 13. 7. 15.）

第1回阪神水害對策調査委員會幹事會（昭. 13. 7. 22.）

土木事業計畫審査委員會第4回材料部會（昭. 13. 7. 24.）

阪神水害對策調査委員會實地踏査（昭. 13. 7. 31）

日本工學會記事

○昭和13年7月4日日本工業俱樂部に於て日本工學會評議員會を開催し一般會務を報告し次で下記事項を決議せり。

1. 理事に次の諸君就任せり。
佐野利器君（副理事長）、朝倉希一君（庶務主任）、正木良一君（會計主任）

その他記事

○昭和13年8月1日土木學會誌第24卷第8號を發行成規の手続を了し全會員に配布せり。

入會及転格會員

特別員（入會）

王子製紙株式會社	高島菊次郎君	3級
產業セメント鐵道株式會社	渡邊臯築君	"
株式會社播磨造船所	松尾秋美君	"

會員（入會）

貝原榮君	京都市土木局土木課	武田利雄君	札鉄空港保線事務所	野村多津雄君	札鐵工務部工事課
河村秀一君	大阪市電氣局高速鐵道建設部	中條都一郎君	京都市水道局下水課	姫野勘治郎君	姫野組
小塚俊夫君	愛知縣廳土木部	土井彌一君	布施市水道課	松倉新太郎君	京都市土木局土木課
瀬戸角馬君	四國中央電力株式會社	野田利朗君	内務省名古屋土木出張所	代永正君	大倉土木株式會社

准員（入會）

井澤政則君	臺灣電力株式會社	熊田勇君	愛知縣廳土木部道路課	田中潤平君	東北振興電力株式會社
井手衛君	北海道室蘭土木事務所	小金丸國雄君	内務省名古屋土木出張所	殿谷重弘君	名古屋市水道局
伊藤專一君	北海道廳土木部河川課	小西孝三君	群馬水電株式會社	豊田稔君	農林省耕地課
岩塚齊君	愛知縣一宮土木工區事務所	寒河江政太郎君	東北電力株式會社	永草正夫君	愛知縣新城土木工區事務所
遠藤喜代士君	東北振興電力株式會社	櫻井源一君	名古屋高等工業學校	薩島四十二君	群馬水電株式會社
加藤敏夫君	東北振興電力株式會社	篠村英夫君	北海道小樽港灣事務所	平野兼吉君	京城府廳工營部
樺山資輝君	日本エタニットパイプ株式會社	白壁勝樹君	愛知縣廳土木部道路課	堀謙治君	東京府第三道路出張所
北村榮吾君	内務省名古屋土木出張所	杉下喜鈴君	"	増岡照一君	廣島縣廳土木部道路課

南川利雄君 内務省新潟土木出張所
森 隆君 愛知縣土木部道路課
吉岡平八郎君 北海水力電氣株式會社

吉田劍二君 愛知縣總土木部河川課
六本木清藏君 南龍電力株式會社
若澤邦夫君 北海道炭礦汽船株式會社

村田丈夫君 朝鮮總督有鐵道局建設課
牛島正章君 "

學生員(入會)

阿部佳一郎君 名古屋高工
安藤四郎君 "
青木治夫君 "
淺井茂君 "
伊藤正一君 名古屋高工
伊藤良一君 "
池袋菊彦君 北海道帝大
板野聰君 名古屋高工夜學
板橋直作君 "
市川淳君 名古屋高工選科
今井義郎君 北海道帝大
今西錦次君 日大商工
今西義男君 關西工業學校
今庭雄一君 日大工學部
岩橋直君 名古屋高工
上籠實義君 關西高工
植田彦五郎君 "
梅田宗正君 名古屋高工夜學
梅村基君 "
小川達雄君 名古屋高工
尾臺三吉君 東京帝大
大川學翁君 名古屋高工
大澤一夫君 "
大竹楚義君 "
大津武夫君 名古屋高工
大野昌恭君 關西工業學校
岡本正君 關西高工
奥一郎君 關西高工
奥野清君 名古屋高工
加藤慶一君 名古屋高工夜學
神谷重吉君 名古屋高工
川上都止夫君 "
川島章君 關西工業學校
川瀬一巳君 名古屋高工夜學
河野隆君 名古屋高工
桑野薰君 東京高工
小島清君 名古屋高工
小島桑君 日大工學部
近藤久藏君 北大土木專門部

佐々木邦彦君 關西高工
佐々木春夫君 北大土木專門部
佐々木晴雄君 名古屋高工
佐藤迪彦君 "
佐藤光正君 "
齋藤豊君 "
坂口達之君 "
清水計佐幸君 名古屋高工
澁谷正雄君 日大工學部
城巖君 關西高工
鶴見猛雄君 名古屋高工夜學
末木三喜男君 "
杉浦義安君 名古屋高工
杉村信二君 "
杉山太亮君 日大工學部
瀬戸義男君 名古屋高工
清野節彥君 北大土木專門部
關慎吾君 日大工學部
關好正君 東京帝大
田中幸男君 關西高工
高屋眞三次君 名古屋高工
竹中敏君 "
橋淳市君 "
谷口一次君 "
津田義信君 "
土谷八郎君 關西高工
鶴林林造君 日大高工
土井昇八君 名古屋高工
富山二郎君 "
豊福良介君 "
中田雅雄君 關西高工
中根一男君 名古屋高工
中村啓二君 "
中村賢一君 "
中村謙平君 日大工學部
中村素也君 "
中屋隆夫君 東京帝大
長井實勇君 京都帝大
根本鍛一君 名古屋高工夜學

羽尻裕君 名古屋高工夜學
林良一君 "
原鑑三郎君 名古屋高工
番正辰雄君 "
日賢幸雄君 東京帝大
久田健三君 名古屋高工夜學
兵藤俊郎君 名古屋高工
平野駿吉君 "
平野貢君 "
福尾幸正君 名古屋高工
福成和美君 "
藤田良滿君 "
藤野清一郎君 北大土木專門部
古井二郎君 名古屋高工
眞鍋喜雄君 "
牧博君 "
牧田貞治君 "
松井征夫君 東京帝大
松田權三君 關西高工
松村廉君 東京帝大
松本猛之助君 名古屋高工夜學
松本春雄君 名古屋高工
三橋定廣君 "
水川三郎君 東京帝大
水野忠重君 名古屋高工
武藤正男君 "
森田龍太君 "
矢龜小兵君 名古屋高工
矢野萬治君 關西高工
梁田政躬君 日大工學部
山口勝巳君 關西工業學校
山田數敏君 名古屋高工
山田宏作君 "
山田正悠紀君 "
山本章君 關西高工
山本尚君 名古屋高工
山本博次君 "
山本博重君 "
吉木豐君 "

吉田成一君 關西工業學校
吉野次郎君 東京帝大

米田亮一君 北大土木專門部
和仁達美君 東京帝大

若林重光君 名古屋高工夜學
若林重吉君 名古屋高工

會員(転格)

黒澤喜代治君 内務省土木局第一技術課 | 中澤安藏君 内務省大阪土木出張所

准員(転格)

入江一郎君 鉄道省施設局計画課
上野勇君 江界水電株式會社

尾田利一君
大久保和彥君 東北振兴電力株式會社

澤田周次君 日本電力株式會社
高井定雄君 大阪鐵道局工務部保線課

土木學會々員數

(昭. 13. 7. 25 現在)

會員	准員	學生員	特別員	贊助員	合計
3 018	3 569	791	72	21	7 471

會員 佐竹正一君 昭和 13 年 7 月 24 日逝去せられたり、本會は弔詞を靈前に
呈し恭しく哀悼の意を表したり

會員 浅見詢一君 昭和 13 年 7 月 25 日逝去せられたり、本會は弔詞を靈前に
呈し恭しく哀悼の意を表したり

會員 白井一郎君 昭和 13 年 8 月 3 日逝去せられたり、本會は弔詞を靈前に
呈し恭しく哀悼の意を表したり

會員 大久保清長君 の計報に接す、本會は恭しく哀悼の意を表す

准員 鶴山通久君、山岡育平君、小出菊次郎君の計報に接す、本會は恭しく哀悼
の意を表す

會 告

會員名簿調製に就て御願ひ

昭和 13 年度本會々員名簿を作成するに當りまして正確を期するため會員登錄名簿と一應照合致したいと思ひますから、別紙葉書に所定の事項を漏れなく御記入の上来る 9 月 30 日迄に本會に到達する様御回報を願ひます。

從來住所職業その他が変更せられても一向御通知がないため舊來のまゝ名簿を作成し、實際と相違することが往々ありますのは誠に遺憾に存じます。何卒從前の通り何等変更せられない場合でも、必ず御回報下さる様特に御願ひ致します。

土木學會

會 告

土木學會關西大會

昭和 13 年 10 月 23 日 (日) 京都市に於て下記の如く土木學會關西支部主催にて關西大會が開催されますから、各方面多數會員の御出席を希望致します。

I. 開會式及講演 (午前 8.00~12.00); 於京都帝國大學法經第 4 教室

開 會 式：開會の辭及關西支部長講演

講 演：

1. 會工. 萩原基治君：演題未定
2. 會. 坂元左馬太君：吹田操車場に於ける新設ハシブの設計に就て（縱断形狀の考察）
3. 會工博. 武居高四郎君：地方計畫の眞髓
4. 會. 中條都一郎君：下水處理に於ける汚泥瓦斯發生量と其の動力的利用に就て
5. 會工. 林千秋君：防波堤の使命
6. 會工. 藤井雄之助君：黒部川第 3 發電所工事中、阿曾原溫泉地帶高熱隧道工事に就て
7. 會工. 光井三郎君：大阪市地下鐵工事に就て

II. 見 學 (午後 1.00~4.00)

見 學 個 所：鴨川改修工事及京都市松ヶ崎淨水場

III. 懇親會及座談會 (夜 5.00~8.00); 於京都帝國大學樂友會館

懇 親 會：會費 3.00 円

座 談 會：京阪神に於ける河川統制問題を中心としたる座談會にして、
初めに會工博. 高西敬義君の講演あり。

土木學會關西支部

會告

本会員にて今次の事変に際して出征せられた方は出征中會費免除の手続きを採りますから至急當學會まで御通告下さい。本會は下記應召會員各位の武運長久を祈る。

野　　山　　繪　　畫　　集

(會員)

君君君君君君君君
君君君君君君君君
郎夫郎夫郎司二介
太郎太郎太峰一武
房田錢田原友田
飯尾倉篠長古
君君君君君君君君
郎秀二男一義
太景舜凱尙
上澤澤野樞島
井梅國坂富西
安浦川崎田丹
藤田島藤中羽
四清一四良
木山山藤能瀨成
信之文蘭三正
君君君君君君君君
夫助雄藏郎成
青上片後瀨成

(准員)

(學 生 員)

浦 千尋君 金出地史朗君 田所文雄君 北條 稔君
部 嶋成君 金蚕 劳太郎君 澤佳年君 和田一君
堂 鞍成君 金蚕 劳太郎君 澤佳年君 田正一君

昭和 13 年 8 月 10 日

土木學會

會告

御住所不明會員に就て御願ひ

下記諸君は転居先の御通知がないため、會誌の配布を始め、その他の諸通信が出来ませんのは誠に遺憾であります。どうぞ知人の方は御手數恐れ入りますが、御本人に御注意下さるか本會にその住所又は勤務先を御知らせ願ひます。

會員

荒川參太郎君	稻葉彌吉君	木村貫一郎君	小林源次君
森 增能君	山本保之助君		
准員			
和泉高嚴君	池田乙次郎君	池田角太郎君	織方政雄君
大森鶴吉君	佐藤與吉君	徐三善君	栗田忠治君
小林義雄君	野口金太君	關佳夫君	曾我進君
船橋貞一君	高橋理三郎君	本橋二郎君	吉見胤隆君
中野順太郎君	難波壽一君	劉作檍君	濱崎禎四郎君
平本源太郎君	宮田豊君	石原三郎君	齋藤賢策君
多田安三郎君			

時報、會員の頁記事及工事寫眞募集

◎時報欄は下記内容の記事を掲載する事になつてゐますから適當なる記事の御投稿を御願ひ致します。

- A. 土木工事の計画、設計、施工の進捗、竣工の状況、金額等のニュース
- B. 土木工学界の内外学協会、調査會、委員會等の設立、調査研究事項並に報告其の他會議、催物の簡単なる紹介
- C. 官廳、會社、公共團体の組織事業に関するニュース
- D. 法規、示方書、規定等の紹介

◎會員の頁は會員諸君の土木工学、土木工事、土木學會、土木技術社會に對する批判、時評、感想、希望等御發表の御利用に充てたものでありますから振つて御投稿を御願ひ致します。

◎工事中又は竣工せる工事の寫眞を募集致します。寫眞にはその工事の簡単なる説明を御記入下さい。

◎掲載の分には薄謝を呈上致します。

會 告

本會請負工事標準契約書調査委員會に於て豫てより研究中の工事請負規程、契約書下記の如く決定仕候間、御意見候はゞ 9月末日迄に當學會宛御申聞相成度候。

土木學會

工事請負規程

第1條 乙ハ請負契約締結ニ際シ請負金額内譯書ヲ甲ニ提出スヘシ

前項内譯書中甲ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ甲乙協議ノ上之ヲ更正スルコトヲ得、但之カ爲メニ請負金額ヲ増減セサルモノトス

第2條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債權ヲ第三者ニ譲渡スルコトヲ得ス

第3條 乙ハ甲又ハ甲ノ指定スル現場監督員ノ指示監督ヲ受クルヲ要ス

第4條 乙ハ常に現場ニ在リテ工事ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ

若シ乙自身ニ於テ出場シ難キトキハ甲ノ承認スル代理人ヲシテ處理セシムルコトヲ得、但甲ニ於テ其不適任ナルヲ認メ交替ヲ要求スルトキハ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第5條 甲ハ乙ニ對シ現場技術員ノ増員若クハ交替ヲ要求スルコトヲ得

第6條 乙ノ負擔ニ屬スル工事用材料ハ其使用ニ先チ總テ監督員ノ検査ヲ受ケ合格スルニ非サレハ乙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス、若シ其手続ヲ經サルトキハ使用後ト雖之カ引換ヲ爲サシメテル、コトアルヘシ

第7條 乙ハ現場監督員ノ指示カ不適當ナリト認メタルトキハ甲ニ對シ其理由ヲ陳述スルコトヲ得

第8條 工事ノ輕微ナル変更又ハ図面及示方書ニ明記セサルモノニシテ設計上缺クヘカラサル些少ノ工事ハ甲乙協議ノ上乙ノ負擔ヲ以テ施工スルモノトス

第9條 甲ハ工事施行上ノ必要ニヨリ臨機ノ處置ヲ要求スルコトヲ得、但シ之カ爲メ特ニ費用ヲ要スル場合ハ甲ノ負擔トス

第10條 甲ハ都合ニヨリ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前ニ於テ之ヲ使用シ若クハ既成工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行スルコトヲ得、此場合ニ於テ乙ニ損害ヲ及ホシタルトキハ甲乙ノ協議ニ基キ甲之カ補償ヲ爲スヘキモノトス

第11條 甲ハ工事ノ設計ヲ変更スルコトヲ得、此場合ニ於テ請負金額ハ請負金額内譯書ノ單價ニヨリ増減ス

但之ニヨルヲ甲乙何レカニ於テ不適當ト認ムルトキ又ハ新工事種目ニ對シテハ甲乙協定ノ單價ニヨリ之ヲ増減ス

前項ノ場合ニ於テ乙ニ著シキ損害ヲ來シタルトキ又ハ検査済材料ニシテ本工事ニ使用シ能ハサルニ至リタルトキハ甲ハ乙トノ協議ニ基ク補償又ハ代金ヲ支拂フモノトス

竣工期限ハ必要ニヨリ全部又ハ一部ノ伸縮ヲ爲スモノトス

第12條 甲ハ工事ノ中止ヲ命スルコトヲ得、但主要工事ノ中止期間カ通算シテ2ヶ月以上ニ及ヒ乙ニ著シキ損害

會 告

本會請負工事標準契約書調査委員會に於て豫てより研究中の工事請負規程、契約書下記の如く決定仕候間、御意見候はゞ 9月末迄に當學會宛御申聞相成度候。

土木學會

工事請負規程

第1條 乙ハ請負契約締結ニ際シ請負金額内譯書ヲ甲ニ提出スヘシ

前項内譯書中甲ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ甲乙協議ノ上之ヲ更正スルコトヲ得、但之カ爲メニ請負金額ヲ増減セサルモノトス

第2條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債權ヲ第三者ニ譲渡スルコトヲ得ス

第3條 乙ハ甲又ハ甲ノ指定スル現場監督員ノ指示監督ヲ受クルヲ要ス

第4條 乙ハ常に現場ニ在リテ工事ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ

若シ乙自身ニ於テ出場シ難キトキハ甲ノ承認スル代理人ヲシテ處理セシムルコトヲ得、但甲ニ於テ其不適任ナルヲ認メ交替ヲ要求スルトキハ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第5條 甲ハ乙ニ對シ現場技術員ノ増員若クハ交替ヲ要求スルコトヲ得

第6條 乙ノ負擔ニ屬スル工事用材料ハ其使用ニ先づ總テ監督員ノ検査ヲ受ケ合格スルニ非サレハ乙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス、若シ其手続ヲ經サルトキハ使用後ト雖之カ引換ヲ爲サシメラル、コトアルヘシ

第7條 乙ハ現場監督員ノ指示カ不適當ナリト認メタルトキハ甲ニ對シ其理由ヲ陳述スルコトヲ得

第8條 工事ノ輕微ナル変更又ハ図面及示方書ニ明記セサルモノニシテ設計上缺クヘカラサル些少ノ工事ハ甲乙協議ノ上乙ノ負擔ヲ以テ施工スルモノトス

第9條 甲ハ工事施行上ノ必要ニヨリ臨機ノ處置ヲ要求スルコトヲ得、但シ之カ爲メ特ニ費用ヲ要スル場合ハ甲ノ負擔トス

第10條 甲ハ都合ニヨリ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前ニ於テ之ヲ使用シ若クハ既成工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行スルコトヲ得、此場合ニ於テ乙ニ損害ヲ及ホシタルトキハ甲乙ノ協議ニ基キ甲之カ補償ヲ爲スヘキモノトス

第11條 甲ハ工事ノ設計ヲ変更スルコトヲ得、此場合ニ於テ請負金額ハ請負金額内譯書ノ單價ニヨリ増減ス

但之ニヨルヲ甲乙何レカニ於テ不適當ト認ムルトキ又ハ新工事種目ニ對シテハ甲乙協定ノ單價ニヨリ之ヲ増減ス

前項ノ場合ニ於テ乙ニ著シキ損害ヲ來シタルトキ又ハ検査済材料ニシテ本工事ニ使用シ能ハサルニ至リタルトキハ甲ハ乙トノ協議ニ基ク補償又ハ代金ヲ支拂フモノトス

竣工期限ハ必要ニヨリ全部又ハ一部ノ伸縮ヲ爲スモノトス

第12條 甲ハ工事ノ中止ヲ命スルコトヲ得、但主要工事ノ中止期間カ通算シテ3ヶ月以上ニ及ヒ乙ニ著シキ損害

ヲ與ヘタルトキハ甲乙ノ協議ニ基キ甲之カ補償ヲ爲スモノトス
第13條 工事施行並ニ精算ノ結果契約ノ數量ニ異動ヲ生シタルトキハ請負金額内譯書ニ明記セル單價ニヨリ請負金額ヲ増減スヘシ

築堤中地盤不良ニ因リ陥落ヲ來シタルトキハ之カ補充ニ要スル土積中其陥落區間請負土積ノ10分ノ3迄ハ之カ代金ヲ支拂ハス

前項ニヨリ代金ノ支拂若クハ要求ヲ爲ス場合請負金額内譯書ノ單價ニヨルヲ甲乙何レカニ於テ不適當ト認ムルトキハ甲乙協定ノ單價ニヨル、此場合ニ於テ沈降土積數ヲ測定スルニハ總テ土取場ニ於ケル切取立1米ヲ以テ築堤立1米ニ計算スルモノトス

第14條 工事完成ノ上ハ乙ヨリ甲ニ届出テ甲ニ於テ検査ヲ遂ケ完全ト認メタルトキハ之カ受渡ヲ爲スヘシ
第11條及第12條ニヨル設計変更又ハ中止ノ爲メ竣工期限変更ノ場合ニ於テ當初契約シタル期間到来シタルトキハ設計変更及之ニ關聯シタル部分又ハ中止シタル部分ヲ除キタル既濟部分ニ對シ乙ノ請求ニヨリ受渡ヲ爲スコトヲ得

第15條 工事受渡前ニ生シタル損害ハ乙ノ負擔トス、但甲ノ責ニ歸スヘキ事由アルトキ又ハ天災地変其他不可抗力ニ起因スル既濟部分ノ損害ハ此限リニ在ラス

第16條 設計変更ノ爲メ當初請負金額ノ3分ノ1以上減少シタルトキ又ハ工事中止期間カ繼續シテ當初工事期間ノ4分ノ1以上ニ及フトキハ乙ハ契約解除ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第11條ノ規定ヲ準用ス

第17條 請負金額ハ工事全部受渡完了後15日以内ニ支拂フモノトス、但完成受渡前ト雖乙ヨリ既成部分ニ對シ支拂ヲ請求スルトキハ1ヶ月1回ヲ限リ甲ハ検査ノ上其既濟部分ニ對スル代金ノ10分ノ9以内ヲ支拂フモノトス

前項但書ノ場合ニ於テハ請負金額内譯書ニ明記スル單價ニヨリ其代價ヲ算出ス、但建築工事ニアリテハ歩通りニヨリ算出スルコトヲ得

第10條及第14條第2項ニヨリ受渡ヲ爲シタル部分ニ對スル代價ハ其ノ都度之カ全額ヲ支拂フヘシ
既濟部分ニ對スル代金ハ支拂フト雖受渡前ノ損害ニツキテハ第15條ノ規定ニヨル

第18條 天災地変其他正當ノ理由ニヨリ契約期限内ニ工事ノ竣工ヲ見ルコト能ハサルトキハ甲ハ乙ノ請求ニヨリ期限ノ変更ヲ爲スコトヲ得、但竣工期限変更ニ關スル部分ヲ除キタル既濟部分ノ受渡ニツキテハ第14條第2項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ理由ナクシテ期限内ニ竣工セサルトキハ乙ハ検査日數ヲ除キ延滞日數1日ニツキ當初請負金額ノ1000分ノ1ヲ遅滞料トシテ甲ニ支拂フモノトス

第19條 甲ハ都合ニヨリ工事ノ一部又ハ全部ニツキ本契約ヲ解除スルコトヲ得
此場合ニ於テ甲ハ工事ノ既成部分ニ對シ甲乙ノ確認スル出來高ニヨリ代金ヲ支拂ヒ契約解除ニ起因スル乙ノ損害ニツキテハ甲乙協定ニヨリ補償スルモノトス

第20條 下記事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除シ且當初請負金額ノ10分ノ1ヲ違約金トシテ取得スヘシ
但第10條及第14條第2項ニヨリ受渡ヲ爲シタル部分並ニ第19條ニヨル契約解除部分ニ對スル金額ハ之ヲ除ク

1. 正當ノ理由ナクシテ乙カ契約ノ解除ヲ請求シタルトキ

2. 工事ノ監督又ハ検査ニ際シ乙若クハ其代理人、使用人等ニ於テ監督員ノ指示ニ從ハス又ハ其職務執行ヲ妨ケ若クハ詐欺其他不正ノ確證アルトキ
3. 勞務者又ハ物資供給者ニ對スル支拂怠慢ノ爲メ著シク一般ニ迷惑ヲ及ホシタルトキ
4. 甲ニ於テ竣工期限内ニ竣工ノ見込ナシト認定シタルトキ
5. 乙ノ居住不明ナルトキ又ハ工事ヲ放棄シ若クハ正當ノ事由ナクシテ工事ヲ休止シタルトキ
6. 第2條ノ規定ニ違反シタルトキ

第21條 下記事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ違約金ヲ取得セシテ本契約ヲ解除スヘシ

1. 正當ノ理由ヲ以テ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ
2. 乙カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
3. 乙カ無能力者トナリタルトキ

第22條 第20條、第21條ノ場合ニ於テ工事ノ既済部分アルトキハ甲ハ第17條第1項ニヨリ支拂ヲ爲シタル残額ヲ、其他ノ既成部分アルトキハ甲乙ノ確認スル出來高ニヨリ第11條ノ規定ヲ準用シ相當ノ金額ヲ支拂フモノトス

第23條 乙死亡シタルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

但乙ノ繼承人ヨリ本契約ノ履行ヲ申出ツルトキハ甲カ不適當ト認ムル場合ノ外之ヲ承認ス
第1項ノ場合ニ於テハ第22條ノ規定ヲ準用ス

第24條 図面、示方書ニ違ヒタル職アルトキ甲ノ指定スル期間内ニ乙之カ補修ヲ怠ルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ第三者ニ補修セシムルコトヲ得

但前項ノ規定ハ代金支拂済ノ既済部分ニツキテモ之ヲ準用ス

第25條 甲ノ負擔スヘキ補償費其他ハ乙ノ請求スル都度之カ支拂ヲ爲スヘシ

乙ノ義務ニ屬スル違約金遲滞料其他ハ甲ノ指定スル期日迄ニ納入スヘキモノトシ若シ之ヲ怠ルトキハ甲ニ於テ支拂フヘキ金額中ヨリ差引キ尙不足スル場合ハ之ヲ追徵ス

第26條 本工事ノ瑕疵ニツキテハ引渡後1ヶ年間乙之カ擔保ノ責ニ任スルモノトス

第27條 本工事ニ要スル支給品又ハ貸與品ハ乙ニ於テ善良ナル注意ヲ以テ保管使用シ其毀損滅失シタルモノアルトキハ代品又ハ甲ノ指定スル代金ヲ以テ辨償スヘキモノトス、但甲ノ責ニ歸スヘキ事由並ニ不可抗力ニ起因スルモノハ此限リニ在ラス

第28條 工事完成ノ上ハ工事用假設物、剩餘材料等ハ速カニ撤去スヘシ

若シ甲ノ指定スル期日迄ニ撤去セサルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ第三者ニ之ヲ撤去セシムルコトヲ得

第29條 本工事ニ關シ當事者間ニ於テ協定シ得サル事項ニツキテハ土木工事ニアリテハ社團法人土木學會、建築工事ニアリテハ社團法人建築學會ノ判定ニ從フヘキモノトス

仲裁ニ要スル費用ハ當事者當分ニ負擔スルモノトス

		印 紙	
契 約 書			
工事			
此請負代金			
但別紙請負金額内譯書ノ通り			
右工事施行ニ付註文者(本件ニツキ總テ甲ト稱ス)ト請負者(本件ニツキ總テ乙ト稱ス)トハ左ノ各項ニ同意ス			
第一項 乙ハ昭和 年 月 日迄ニ着手シ昭和 年 月 日迄ニ完			
成スヘキコト			
第二項 當事者ハ本契約書添付ノ図面(…葉)示方書(…冊)及工事請負規程ニ據ルヘキコト			
本契約締結ノ證トシテ本書ニ通ヲ作製シ當事者署名捺印ノ上各一通ヲ保管ス			
昭和 年 月 日	註文者 請負者		
		◎ ◎	

請負工事標準契約書調査委員会経過に就きて

委員 近藤 鐵 太郎

昭和 11 年 6 月 19 日 井上會長、平山總務部長列席池田委員長外 15 名の委員其の他出席、井上會長より請負工事標準契約書調査委員会設置の主旨の説明あり、次で土木學會獨自の調査に依り工事契約書の統一を図り官廳、民間の双方に役立つ様な標準契約書を作製することに申合せ、不取敢各委員分擔にて材料の蒐集をなすことに致しました。

第 2 回委員會開催迄に集め得た契約書案は各省、商工省産業合理局販賣管理委員會調製、東京府、東京市、朝鮮總督府、鐵道局、建築學會外 4 會協定、亞米利加土木學會外 7 國體聯合協議に依る土木工事標準…の各契約書案等であります。

昭和 11 年 7 月 3 日 第 2 回委員會を開催して詳細の打合せをなし、次の 4 項を決定致しました。

1. 契約書と契約規程とを別個となすこと
2. 監督技師を認めること

3. 天変地異に依る賠償を認むること
4. 指名入札に依る標準契約書となすこと

討議の便宜上原案を作製することゝし近藤委員が之に當ることとなりました。

原案作製に當り第2回委員會の打合せに基き第1項の契約書と規程とを別箇となすことに就きては

1. 請負金高
2. 着手竣工年月日
3. 図面、示方書、請負契約規程を遵守すべきこと
4. 監督技師何某を從事せしむ

以上の4項を記し之に當事者及監督技師の連署捺印したものを契約書とし、其他の詳細に亘る事項は別個として「請負契約規程」に綱むことに致しました。

第2項の監督技師を契約書中に認める事は從來其位置が確然して居なかつたのであります、工事の施行は技術の遂行であります。従つて施工上重大なる責任を有する監督技師が僅に契約者の代務者たるもので何等の権能をもつて居ないことは本末を誤つたものと考へられます。

亞米利加土木學會外7團體聯合協議による土木工事標準契約書案第38條の「技師の位置」として

- 技師は工事の一般監督及指揮をなすべく、而して技師は契約の適切なる施行を確實ならしむる爲、必要なる場合には何時にも工事を中止する権能を有す。又技師は契約に相違せる總ての工事材料を拒否し必要ありと認むる場合には工事の或部分に對し労働者の使役を命令し労働者の増減を要求し又は工事施行上に起る疑義の決裁を爲すべき権能を有す。

同第39條「技師の決裁」として

技師は註文者又は請負者の總ての要求並に工事施行及進行又は契約文書の解釋に關する總ての事項に對し申出後適當なる期間内に文書を以て決裁をなさざる可からず。

斯る技師の決裁に對しては總て異議を申立つことを得ず。但期限及財政上に關係ある問題にして協議成立せず爲に調停に附する場合は此の限りにあらず。

と規定されて居ます。第38條の末項である「工事施行上に起る疑義の決裁」は勿論第39條の技師の決裁すべき義務は工事施行上の監督者たる技師の當然なる地位の確保であると思ひます。

我邦技術に關する局、所の一部は技術者を以て契約擔任者として居りますが、技術に無關係の人が契約擔當者である所も決して少く無いのでありますから、監督技師の地位を確乎とさせて置くことが最も肝要だと思はれます。

第3項の天変地異に依る賠償でありますが、之も現行規定中には認められて居る所もありますから、此の決議も穩當のものと思はれます。

此の外第1回委員會で打合せました「官廳、民間の双方に役立つもの……」と言ふ事を廣義に解しまして「請負業者にも向くもの」とすることが至當の様に存じまして、公正なる立場から権利と義務とを判然させるのも原案作製上の一要素と考へらるるのであります。

以上の各項と現行諸案とを参考と致しまして作製したのが第1回の原案であります。

原案中には「當事者双方の申出は監督技師を経てなすものとす」とか、監督員の指示がよくなかつた場合の處置（之は相當に議論がありました）とか、新單價の設定等の場合に於て從來「甲に於て……」となつて居りましたものを「甲乙協定に依る……」等に致しましたものや、甲乙並に監督技師間に於て解決出來なかつた場合に之を仲裁人に任

す事等が現行と異なる所であります。

昭和 11 年 10 月 9 日 第 4 回委員會（委員に異動あり）を開催致しまして原案の討議に入りました處、監督技師なる人格と施行主との關係が恰も施行主と工務所との關係の様にも考へられ現行法規や規定と可成りの隔りがあり直ちに實用し得る見込なきものと思はれるので技師の地位を確保し得べき理想案は追つて研究することゝの意見が出ましたが、慎重討議の結果差し當り現状に則した案を得るため原案を改正することに決したのであります。

改正案は契約書案中より監督技師に關する項を削除し請負契約規程中の監督技師を「甲」に置換へました、從つて原案第 4 條の當事者双方よりの申出は監督技師を経て之を爲すものとす」の如き特殊の條項は之を削除致しました。

昭和 12 年 3 月 8 日 第 6 回委員會より引き続き改正原案を逐條審議しまして昭和 12 年 5 月 21 日第 11 回委員會で改正案を議了し、更に第 2 議會に移りまして昭和 12 年 9 月 27 日第 14 回委員會に於て第 2 議會を了へたのであります。

尙第 15, 16 回の委員會を開きまして之が再検討をなし更に關係委員一般に最終的の意見を求めました處幸ひ 3, 4 の委員より提案がありましたから、昭和 13 年 6 月 2 日第 17 回委員會で之が討議を重ねまして修正整理を了へ本委員會を一先づ打切ることに申合せ、「契約書案」及「請負契約規程」は整理次第理事會に提出することに致しました。

時恰も日支事変中でありまして皇軍は各地に赫々たる武勳を樹て居るのであります、此の光輝ある戰果をして永遠に全からしむるには色々の方策が講ぜらるゝ事と思ひますが、其の大部分は技術に立脚すべきものと確信して居るのであります、今や從來の慣例に曳きづられ勝な技術者が下積の浮目から脱して總ての決裁權を獲得し技術報國に一路猛進すべき秋だと考へて居ります、此の意味に於て第 1 原案を再審議すべき日の一日も速かならん事を祈るのであります。

請負工事標準契約書調査委員會委員

委員長 池田嘉六	伊藤 實 稲葉通彦 上村爲人
委員 阿曾沼均	菅野忠五郎 近藤鐵太郎 杉本好太郎
河西定雄	富永正義 堀尾豊熊 三浦字三郎
錢高作太郎	森田三郎
宮長平作	

訂 正 表

任意の數の集中荷重を擔ふ可続性索條に就て
(第 24 卷 7 號所載)

頁	行	誤	正
729	下 3 行	$\mu = \frac{P}{W} = 1.36656$	$\mu = \frac{P}{W} = 1.36729$

会員転居転勤の場合の注意

会員の御転居又は御転勤の場合は即時明細に御通知下され度し。

会費納付に付き注意

会 費	会員種格	会費年額	第 1 期分 (1月~6月)	第 2 期分 (7月~12月)
	会 員	金 12 円	金 6 円	金 6 円
	准 員	金 9 円	金 4.50 円	金 4.50 円
	学 生 員	金 6 円	金 3 円	金 3 円

新入会者は月割計算とす。

納 期 第 1 期分：3 月 第 2 期分：9 月

納付方法 集金郵便を差向けます（旅行等にて御不在の場合も拂込に支障なき様御配慮下さい）。

振替郵便御利用の場合は振替口座東京 16828 番へ願ひます。

朝鮮満洲の一部等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末迄爲替その他の方法に依り御送金相成度し。

会費一時納付の御豫定の場合は豫め御通知下され度し。

未納の場合 集金郵便に對し故なく支拂を拒絶し又はその他の方法により御送金なき場合は會費滞納者として遺憾ながら 定款第 2 章第 14 條第 1 項に依り會誌の配布を停止せられます。

會誌未着の場合の注意

會誌は毎月 1 日に發行し漏なく配布致しますから、未着の場合には一応本會に御照會下さい。發行後數ヶ月經過しての照會は時に殘部皆無となり配布不可能の場合があります。

既刊会誌残部内譯

(*は残部有るものと示す)

號	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	金額(1部)
卷													(円)
5	*	*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00
6	—	—	—	—	*	—	—	—	—	—	—	—	1.00
7	—	*	*	*	—	—	—	—	—	—	—	—	1.50
8	*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.00
9	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	—	2.00
10	—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
11	—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
12	—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
13	—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
14	*	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
15	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
16	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
17	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00
19	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
20	—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	1.00
21	—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	1.00
22	—	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
23	—	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
24	—	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
第 20 卷第 12 號(創立 20 周年記念號).....													1.50
第 21 卷第 7 號(会誌索引付).....													1.30
震害調査報告書(1, 2, 3).....													18.00
応用力学断合大會講演集.....													1.00
鉄筋コンクリート標準示方書.....													1.00
同 上 解説.....													3.50
土木工学論文抄録.....													0.50
土木学会誌索引(第 1 卷第 1 號～第 20 卷第 12 號).....													0.50
土木工学用語集.....													2.50 (送料別)

上記残部会誌御希望の場合は所要金額を銀券口座東京 16828 番に拂込用紙通信欄にその旨
記入請求せられたり。

廣告料

普通廣告 1回 1頁 35円 1回半頁 20円

指定廣告	裏表紙 3面 向及廣向初頁	1回 1頁 40円
	裏表紙 3面 色アート	1回 1頁 70円 1回 1頁 60円

○指定廣告は凡て 1 年継続申込のものに限り取扱ふものとす

○會員自身の廣告に對しては總て上記料金の 1 割引とす

○同一廣告の連続掲載申込に對しては 1 年 4 回以上 1 割引とす

○廣告に寫真版又は木版等を挿入する場合は之に要する實費を別に申受くるものとす

昭和13年8月25日印刷 昭和13年9月1日發行（定價金1円）

東京市牛込區南町33番地
編輯兼發行者 中村孫一

東京市神田區美土代町16番地
印 刷 者 島連太郎

東京市神田區美土代町16番地
印 刷 所 三秀舎

東京市麹町區丸ノ内3丁目6番地
發 行 所 土木學會
電話九ノ内(23)3945番，振替口座東京16828番

DOBOKU-GAKKAI-SI

(JOURNAL OF THE CIVIL ENGINEERING SOCIETY)

VOL. XXIV, NO. 9, SEPTEMBER 1938.

CONTENTS

昭和十三年九月十五日第三種郵便物認可
昭和十三年八月二十五日印刷納本
昭和十三年九月一日發行
毎月一回一日發行
土木學會誌第
三十九
號

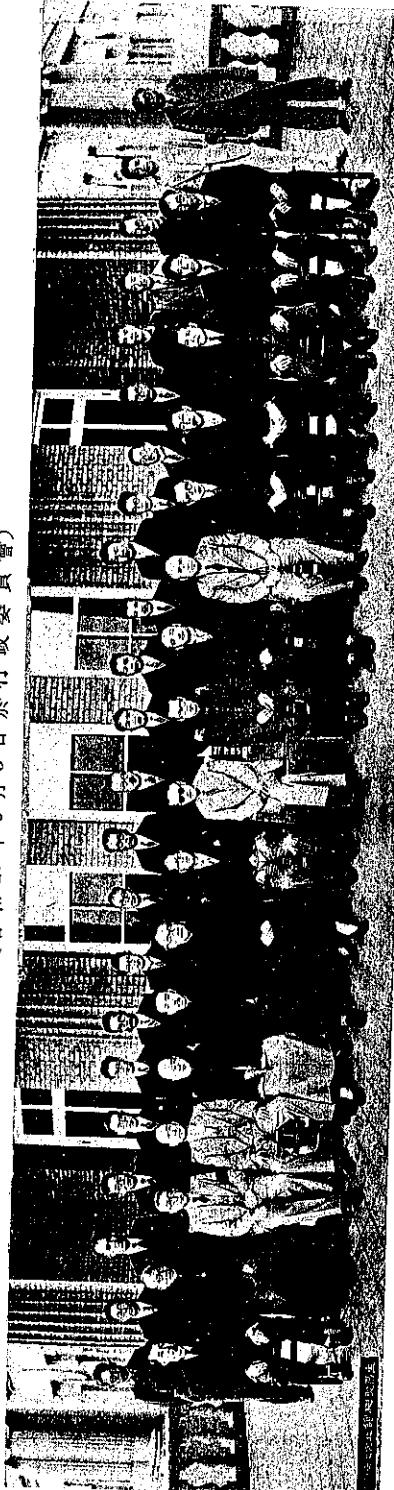
	Page
Proceedings of the Society	87
Address	
Flood Control of the Yellow River. <i>By Kenzō Tatuma, President.</i>	935
On the Ōsaka Inner Harbour. <i>By Syūzō Miwa, C. E., Member.</i>	939
Papers	
Computations of the Impediment Modulus of the Filtration (No. 2). <i>By Tomihisa Iwasaki, Dr. Eng., Member.</i>	947
Further Report on a New Method of Earthquake Resistant-Constructions. <i>By Hukuhiko Takabeya, Dr. Eng., Member.</i>	977
Discussions	981
Notes on Matters of Interest	983
Abstracts of Selected Articles	1027
Current Notes	1065
Engineering Literatures	1071
Patent News	1075
New Publications	1077

OFFICE

No. 6, 3-TYŌME, MARUNOUTI, KŌZIMATI-KŪ, TŌKYŌ, JAPAN.

部幹員要署總設建

(昭和13年6月3日於行政委員會)



浦上松壽	望月一輪	竹內修	猪瀬寧姫	笠原昌春	佐藤寛政	山田正平	齋原三郎	小澤次太郎	立神弘洋	渡邊正雄	秋草勲	烟中次雄	高橋惠	溢谷和夫	漸堂宏	篠田重行	牛田傳	湖東郡	張仲直
浦上松壽	山崎桂一	山崎桂一	齋燕平	林是鎮	程式峻	熊嗣深	楊延溥	祝書元	三浦七郎	玉克敏	江守保平	田寺元治	由良民之助	本莊秀一	平尾勝	平尾勝	平尾勝	平尾勝	平尾勝
浦上松壽	望月一輪	竹內修	猪瀬寧姫	笠原昌春	佐藤寛政	山田正平	齋原三郎	小澤次太郎	立神弘洋	渡邊正雄	秋草勲	烟中次雄	高橋惠	溢谷和夫	漸堂宏	篠田重行	牛田傳	湖東郡	張仲直
浦上松壽	山崎桂一	山崎桂一	齋燕平	林是鎮	程式峻	熊嗣深	楊延溥	祝書元	三浦七郎	玉克敏	江守保平	田寺元治	由良民之助	本莊秀一	平尾勝	平尾勝	平尾勝	平尾勝	平尾勝
浦上松壽	望月一輪	竹內修	猪瀬寧姫	笠原昌春	佐藤寛政	山田正平	齋原三郎	小澤次太郎	立神弘洋	渡邊正雄	秋草勲	烟中次雄	高橋惠	溢谷和夫	漸堂宏	篠田重行	牛田傳	湖東郡	張仲直

北支に於ける土木事業の現況

会員 高橋嘉一郎

1. はしがき 所謂蘆溝橋事件に端を発した日支事変も、我勇猛果敢なる皇軍の奮闘により、さきに南京を陥れ序で徐州を屠り、今や漢口の攻略目標に迫り、將政權の没落して一地方政權に陥る日も遠からじと見做さるゝに至つた。昨年12月王克敏を首席とする中國臨時政府が北京に成立し、著々その基礎を固めつゝあつたが、本年に入り北支に於ける土木事業遂行のため、建設總署の設置を見、之が要員として多數の我が技術官を招聘さるゝに至つた。

蓋し經濟開發の先驅をなし基礎をなすものが、土木事業である事は申すまでもない。而してその土木事業を遂行するためには、我が邦の資本と技術とを絶対に必要とする北支の現状である以上、建設總署の創設が、我が土木技術官の進出に俟つこと多きは自然の數である。

2. 建設總署の成立 之がため本年4月内務省下關土木出張所長三浦七郎氏が選ばれて北支に赴き、諸般の打合をなして歸朝されたのであつた。かくて内務省に於ては早急に人選を了し、5月上旬には總員46名東京に集合し、内務省主催の壯行會を開催する事が出來たのである。

建設總署の機構は署長、技監、副署長の下に總務、公路、水利、都市の4局に分れ、各局には局長と參事がある。署長及4局長は支人を以て充て、技監並びに參事は日人を以て充てる。各局にそれぞれの科があつて、その科長は日、支適當に割當てられてある。

總署の事業を行ふために、北京、濟南、太原の3公路工程局及天津、濟南の2水利工程局が置かれ局長、參事以下の機構等は總て本署に準ずる。

以上の總要員は約240名であつて、日、支大体に於て半々といふ事になつて居る。そのうち第1次の日人要員として三浦技監以下65名（内日本内地より46名滿洲より15名朝鮮より4名）が選ばれたのである。若い技監の下にて最優秀にして元氣激潤たる青年技術官を得た事は、北支建設のため最も喜ぶべき事であつて、軍に於て満足されたのも道理である。

3. 總署施行の土木事業 Mr. Todd に俟つ迄もなく、事変以來北支に於ける總ての土木事業は停止されたるのみならず、蔣派の兵、又は匪賊が河川、運河等の堤防を到る處破壊せるため、北支は水災の危険に曝されたるのである。從つて建設總署は之等に對し応急防禦工事を施す事となつた。また北京、天津、濟南、太原等の大都會附近に於ける國道等の改良も亦急務であつたのでそれ等も施工しなければならない。依つて本年度（12月迄）に於て1千萬圓の豫算を以て之等緊急工事を施行する事になり着々進捗中である。然し田舎地方に於ては治安の維持未だ完全ではないので敗殘兵又は土匪等が居つて施工なかなか困難を極めて居り、場所に依つては軍隊の援助無くしては到底工事に取り掛かれぬ狀態である。

道路工事： 上記4公路工程局を通じて、年度内に約500萬圓の工事を目論見て居る。そのうち既に竣工したものや工事中のものを加へて約250萬圓に達する。

その主なるものは北京から通州、天津を經て塘沽に至るもの121kmを最大とし、幅員9~10.5m, asphalt-concrete 鋪装又は碎石 macadam 鋪装等種々の試みをやつて居る。その他北京より保定を經て太原に至る一部、また北京より濟南に至る一部等を施工して居る。

河川工事： 天津を中心とする治水応急對策工事は、天津水利工程局に於て施行して居る。既に約120萬圓の工事をやつて居る。さきにあつた華北水利委員會の仕事や、今尚存して居る海河工程局の仕事などは追々と此の工程局に合併されるべき性質のものである。

濟南を中心とする黃河堤防補強工事は山東河務工賑委員會で工事を進めて居る。之は敵軍が敗退に際し黃河の堤防を諸所損傷し、雨期洪水により破堤せしめ皇軍を水災の危に導かんとした。然しそれは沿岸民衆を塗炭の苦に陥らしむるの故山東公署は此の委員會を設け、行政委員會より十數萬圓の補助を得て施工中のものであるが、之もやがて山東水利工程局に合併されるものである。

又かの暴戾なる蔣軍は6月上旬隴海線の鄭州と開封との間に位する黃河の南岸を破壊したので、渦流は一帯に氾濫して百萬の無辜の自國民を萬死に陥れ數十萬町歩の沃野を大海と化せしめ、世界の糾撃する所となつたのであるが、濟南の河口長は其の後事さへあつた。竣工後の效果思ふ可しである。

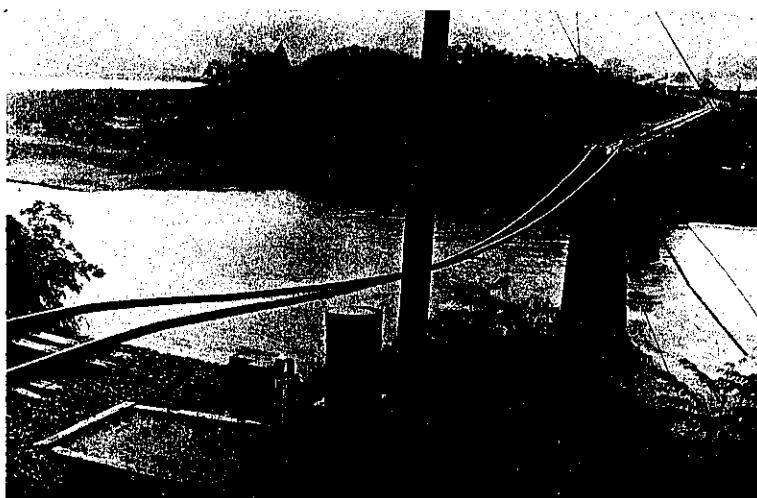
4. むすび 北支に於ける土木事業は單に建設總署の工事のみではない。鐵道の如きは第一線の跡を引うけて之が補強、巡警等に満鉄、鐵道省等の數多くの技術官が身命を賭して祖國のために奮闘して居る。それ等の人々に對して感謝の誠を致したい。

本文には筆者の僚友より成る建設總署を主として紹介したのである。筆を擱くに當つて若き僚友諸君が敢然身を挺して硝煙未だ治らざる異域に建設の大業に従事せらるゝに對し滿腔の敬意と謝意とを表し、併せて益々自重自愛、一層和衷協同、成果をおさめられん事を齋つて已まない次第である。

關東地方國有鐵道水害狀況

(豪雨備參照)

東海道本線川崎・鶴見間線路浸水狀況 (20 km 300 m 附近)



水郡線西金・上小川間第3久慈川橋梁橋脚倒瀆狀況

(徑間 18.29 m 2 連, 第1號橋脚共流失せり。)

(昭. 13. 7. 1. 撮影)

常磐線赤塚・綠岡間第1澤渡拱橋築堤崩壊狀況

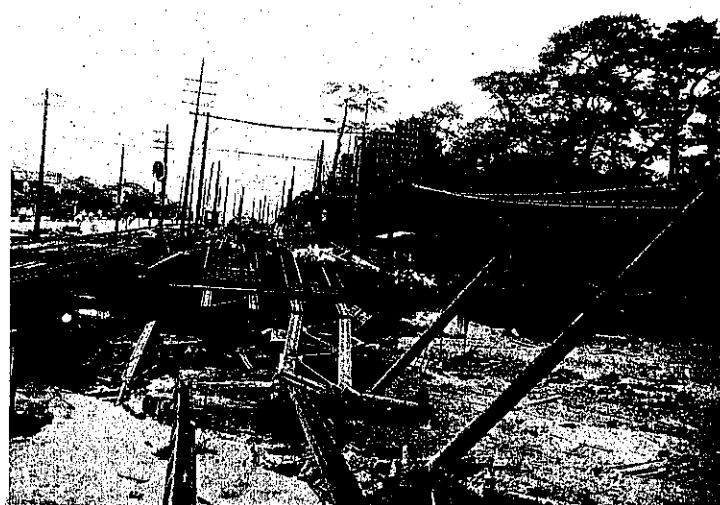
(111 km 061 m 附近)

(昭. 13. 7. 1. 撮影)



關西地方國有鐵道水害狀況

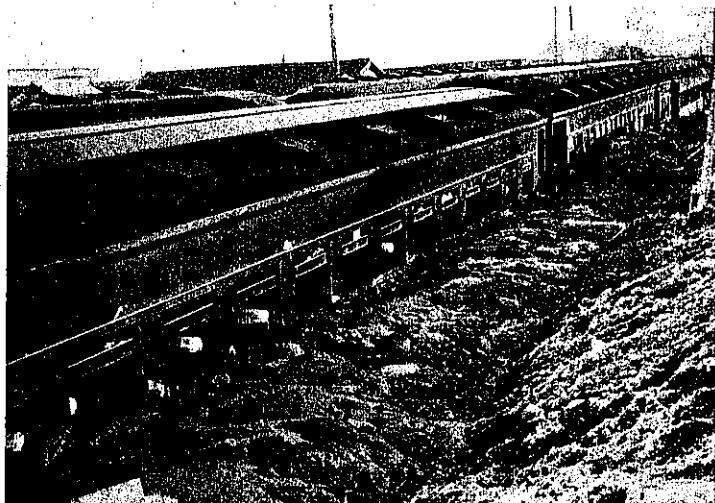
(壊報欄参照)



山陽本線舞子・明石間 山田川橋 梁橋
臺橋脚倒壊沈下狀況

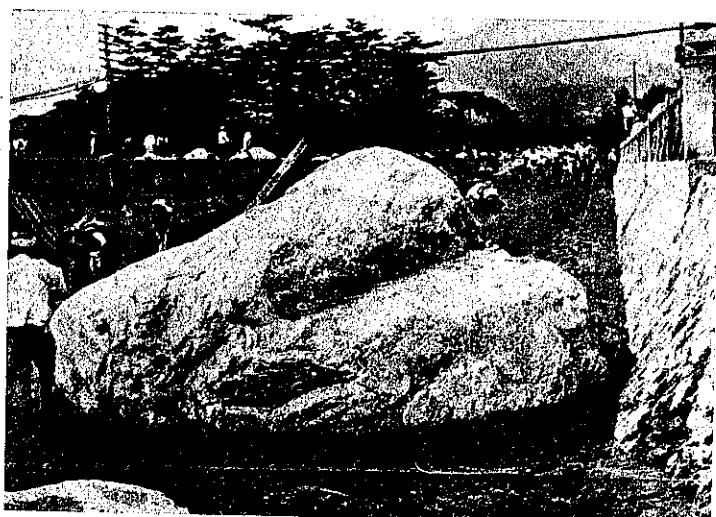
(橋桁徑間 9.14 m 4 連落下せり。)

(昭. 13. 7. 7 摄影)



東海道本線住吉驛構内に於て土砂に
埋没したる列車

(昭. 13. 7. 7 摄影)



東海道本線住吉驛構内跨線水道橋上
に流れ込みたる大花崗岩塊の一つ。

(尙附近に無數點在せり。)

(昭. 13. 7. 8 摄影)